

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
日本医学柔整鍼灸専門学校		平成14年3月1日		岸本 光正		〒 169-0075 (住所) 東京都新宿区高田馬場1丁目18番18号 (電話) 03-3208-7741			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人敬心学園		昭和61年4月11日		小林 光俊		〒 169-0075 (住所) 東京都新宿区高田馬場2-16-6 宇田川ビル6階 (電話) 03-3200-9073			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		鍼灸学科 夜間部		平成26(2014)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	本校は、学校教育法及び「あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則」に基づき、「はり師、きゅう師」を養成し、併せて「はり師、きゅう師」技術の向上をはかり、国民の保健・医療・並びに社会福祉に貢献することを目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	本校は、学校教育法及び「あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師に係る学校養成施設認定規則」に基づき、「はり師、きゅう師」を養成し、併せて「はり師、きゅう師」技術の向上をはかり、国民の保健・医療・並びに社会福祉に貢献することを目的とする。								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技
3年	夜間	※単位時間、単位いずれかに記入			単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間
					111 単位	76 単位	14 単位	4 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)					
180 人	196 人	0 人		0 %					
就職等の状況	■卒業者数(C)		61 人						
	■就職希望者数(D)		57 人						
	■就職者数(E)		55 人						
	■地元就職者数(F)		55 人						
	■就職率(E/D)		97 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		90 %						
	■進学者数		2 人						
	■その他								
	(令和 5 年度卒業者に関する令和 4 年 5 月 1 日時点の情報)								
■主な就職先、業界等				(令和5年度卒業生) 鍼灸接骨院、美容鍼灸サロンなど					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 受審年月: 平成28年3月 評価結果を掲載したホームページURL: https://www.nihonisen.ac.jp/pdf/doc_dai_sansha.pdf								
当該学科のホームページURL	https://www.nihonisen.ac.jp/shinkyu/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数				単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数				単位時間					
うち必修授業時数				単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				単位時間					
(B: 単位数による算定)									
総授業時数				111 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				5 単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位					
うち必修授業時数				5 単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				5 単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを遡算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				3 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				6 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				2 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人				
	計				11 人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				6 人					

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
世の中から求められる医療人(はり師、きゆう師)をより多く輩出するため、現場の実情を正確に把握し学校教育の中に組み込まなくてはならない。そのためにも企業等との連携は必需である。企業等には、現場で感じること・世の中(患者様)が求めているであろうことを、学校に伝えることを求める。そして、それらの意見を十分にいかし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
学校運営に関する事項の最終議決機関である経営会議の下部機関として委員会を設置している。
教育課程のカリキュラムの編成、実施及び改善に関する事項については教務委員会にて検討し、関連分野の企業・団体等との連携・協働を高め、助言を得るための機関として教育課程編成委員会を置いている。
企業等の外部委員による意見を有効に活用するため、教職員委員は、学校長、副校長、学科長、事務局長など幹部教職員と、各科から選出されている教務委員会委員が兼務し委員会を構成している。
教育課程編成委員会での意見、提言は教務委員会において検討され、各科課程・科によるカリキュラム策定への参考情報として検討していくことになっている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年10月1日現在			
名前	所属	任期	種別
藤原 良次	株式会社アールエフ	令和5年9月1日～令和7年8月31日	③
前田 真也	カリスタ株式会社	令和5年9月1日～令和7年8月31日	③
松田 博公	日本伝統鍼灸学会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	②
寺裏 誠司	株式会社 学び	令和5年9月1日～令和7年8月31日	②
野村 森太郎	公益社団法人東京都鍼灸師会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	①
武内 潔	公益社団法人東京都鍼灸師会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	①
辻内 敬子	女性鍼灸師フォーラム	令和5年9月1日～令和7年8月31日	①

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (9月、1月)
(開催日時(実績))
第1回 令和5年9月24日 14:00～16:00
第2回 令和6年1月28日 14:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
鍼灸師として、社会および臨床現場で求められるコミュニケーション能力について意見交換を行い、今後の検討課題とした。
①本校が考える「コミュニケーション」 ②「コミュニケーション」の浸透・修得策

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
企業等には、最先端の現場臨床を行う優秀な医療人(治療家)や、高度な技術を身に付けた医療人(治療家)が治療を行っている。そのような企業等が持つ技術・知識・経験等を活用し、実践的かつ現場に即した専門的な職業教育を行うことをめざす。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
演習授業 臨床実習事前教育及び実習後のフォロー教育を実施、企業と連携し関係業界人による実技、演習関連授業を実施、臨床知識と技術を深める実践的な職業教育を行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習1	附属施術所にて教員の治療を見学させ、教員とともに患者と接し、共にカンファレンスを行う。	東京都鍼灸師会・カリスタ株式会社
臨床実習2	附属施術所にて教員の治療を見学させ、教員とともに患者と接し、共にカンファレンスを行う。	東京都鍼灸師会・カリスタ株式会社
臨床実習3	鍼灸臨床に携わる者として、患者のもつ諸問題を考察しながら適切な患者・施術者関係を構築するとともに、自らの知識・技術を広く応用させ、鍼灸臨床を実践できる事を目標に、医療面接、全身の視診・打診・触診、簡単な診察器具を用いる診察、皮膚消毒、刺鍼、施灸などの基本的な施術行為を教員による指導・監督の下に学生が施術の介助を行う。	東京都鍼灸師会・カリスタ株式会社
臨床実習4	鍼灸臨床に携わる者として、患者のもつ諸問題を考察しながら適切な患者・施術者関係を構築するとともに、自らの知識・技術を広く応用させ、鍼灸臨床を実践できる事を目標に、医療面接、全身の視診・打診・触診、簡単な診察器具を用いる診察、皮膚消毒、刺鍼、施灸などの基本的な施術行為を教員による指導・監督の下に学生が施術の介助を行う。	東京都鍼灸師会・カリスタ株式会社
美容鍼灸実技	美容鍼灸の基本施術に必要な基本的な刺鍼法や器具の使用方法を身に付ける。美容の悩み(トラブル)に合わせた施術を身に付ける。	白銀鍼灸サロンフューム

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 教職員研修に関して、対象を初任者研修、中堅教員研修、熟練教員研修、管理職と入職年数によって分類し、分野を専門領域(臨床)、教授法、組織マネジメントと分けて、研修内容を細則によって定めている。 鍼灸学科では教員に必要な専門分野における知識・技術の向上に関して、東洋療法学校協会 教員研修会への参加を認めている。 また、毎年、同協会が主催する学術大会に学科教員が数名参加している。			
(2) 研修等の実績			
① 専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	東洋療法学校協会 第46回 教員研修会	連携企業等:	公益社団法人 東洋療法学校協会
期間:	2023年10月26日	対象:	専任教員
内容:	Well-being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携		
② 指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	アンガーマネジメント研修	連携企業等:	東京都私学財団
期間:	2023年10月31日	対象:	教職員
内容:	適切な叱り方や傷つけない言葉かけを身につける		
(3) 研修等の計画			
① 専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	東洋療法学校協会 第47回 教員研修会	連携企業等:	公益社団法人 東洋療法学校協会
期間:	2024年 8月 8日～8月 9日	対象:	専任教員
内容:	不易流行 デジタル化が教育現場で多用される時代に 感性を見つめ直す		
② 指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	教員実践研修～指導力養成講座～	連携企業等:	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
期間:	2024年6月20日～8月22日(全6回)	対象:	専任教員
内容:	教育指導に必要な指導案の作成と模擬授業演習		
研修名:	令和6年度 キャリア・サポーター養成講座	連携企業等:	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
期間:	2024年8月21日～8月23日	対象:	教職員
内容:	学生の職業観の醸成、職業人生の考え方などを支援できる能力の養成		
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係			
(1) 学校関係者評価の基本方針 本校は、学校関係評価を行うことにより、学生がより良い教育活動や環境を受けられるように学校運営の改善と発展を目指すとともに、学校関係者評価の結果をPDCAサイクルに基づき詳細に分析し・検討し、組織的かつ継続的に学校運営の改善に取り組むことを学校関係者評価の基本方針としている。			
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの評価項目		学校が設定する評価項目	
(1) 教育理念・目標	基準1 教育理念・目標		
(2) 学校運営	基準2 学校運営		
(3) 教育活動	基準3 教育活動		
(4) 学修成果	基準4 学修成果		
(5) 学生支援	基準5 学生支援		
(6) 教育環境	基準6 教育環境		
(7) 学生の受入れ募集	基準7 学生の募集と受入れ		
(8) 財務	基準8 財務		
(9) 法令等の遵守	基準9 法令等の遵守		
(10) 社会貢献・地域貢献	基準10 社会貢献・地域貢献		
(3) 学校関係者評価結果の活用状況 学校経営重要指標のうち、中退抑止に向けた欠席者へのアプローチや国試合格率が伸び悩んでいる原因を共有し、対策していくことを確認している。 また、卒後の学習支援について学校の方針を共有した。			
(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿			
名前	所属	任期	種別
藤原 良次	株式会社アールエフ	令和5年9月1日～令和7年8月31日	卒業生
前田 真也	カリスタ株式会社	令和5年9月1日～令和7年8月31日	業界関係者
松田 博公	日本伝統鍼灸学会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	業界関係者
寺裏 誠司	株式会社 学び	令和5年9月1日～令和7年8月31日	学校運営に関する専門家
野村 森太郎	公益社団法人東京都鍼灸師会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	業界関係者
武内 潔	公益社団法人東京都鍼灸師会	令和5年9月1日～令和7年8月31日	業界関係者
辻内 敬子	女性鍼灸師フォーラム	令和5年9月1日～令和7年8月31日	業界関係者
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等			
(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()) URL: https://www.nihonisen.ac.jp/ 公表時期: 2024年2月1日			

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は、企業・業界関係者に対して実践的職業教育をはじめとした教育活動、その他の学校運営状況等について適切な情報を提供することにより、相互間の対話の促進、信頼関係の構築、企業との連携による臨床実習、就職指導など企業連携による活動の充実や、業界のニーズを踏まえた教育方針・教育内容・教育方法の改善に努めることを情報提供の基本方針としている。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1.学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	2.各学科等の教育
(3) 教職員	3.教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	4.キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	5.様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	6.学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	7.学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	敬心学園財務情報
(9) 学校評価	自己評価報告書、第三者評価報告書

(3) 情報提供方法

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.nihonisen.ac.jp/>

公表時期: 2024年2月1日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	講義	演習	授業方法			場所			企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択							校内	校外	専任	兼任			
														実験・実習・実		
1	○			生命科学 1	科学的思考力を備えた鍼灸師となるために、また、生命倫理・人の尊厳への理解力を育むために、生命科学を学び、鍼灸師にとって必要な細胞・発生などの生命現象に関する知識を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
2	○			生命科学 2	科学的思考力を備えた鍼灸師となるために、生命科学を学び、鍼灸師にとって必要な循環・呼吸などの生命現象に関する知識を身に付ける。	1・後	40	2	○		○			○		
3	○			生命科学 3	鍼灸では、人体に直接触れ、施術を行うため体の部位やその奥にある臓器がどのような構造で、どのように働いているのかという知識が必要となる。また、臨床医学各論や他科目について理解する際にも、体の構造や働きに関する知識が必要で、その第一歩が解剖学、生理学である。ここでは人体の基本的な構造や働きについて基礎知識を習得し理解する。	1・後	40	2	○		○			○		
4	○			栄養学 1	栄養に関する助言を行える鍼灸師となる基盤をつくるために、栄養学の基礎を学び、栄養に関する科学的思考力を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
5	○			心理学・コミュニケーション	鍼灸臨床現場で患者に適切な対応ができる能力を養うために、心理学やコミュニケーション技術を学び、それらの知識と技能を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
6	○			スポーツ科学	人体の構造とその運動を科学的に捉える基礎力を養うために、スポーツ科学について特に医学的分野を中心に学び、筋や骨および関節などの構造や運動についての知識を身に付ける。	1・後	20	1	○		○			○		
7	○			東洋医学思想	古代中国の思想・科学を基盤とする東洋医学により人体を捉える思考力を育て、鍼灸師として主体的に判断を行える能力を培うために、東洋医学思想を学び、東洋医学的視点で人体の状態を把握する知識と技術を身に付ける。これにより専門性をもった鍼灸師としてのアイデンティティを育み、国際化に対応できる能力を養う。	1・後	20	1	○		○			○		
8	○			漢方	東洋医学的思考力を養うために、および、人々の様々なニーズに対応できる能力の基盤を養うために、漢方を学び、鍼灸とともに東洋医学の重要分野である湯液・養生・薬膳などの基礎的知識を身に付ける。さらに、公開されている漢方薬に関するデータベースなどの利用法を身に付け、情報化社会に対応できる能力を養う。	2・前	40	2	○		○			○		
9	○			解剖学 1	人体の構造を理解するために、解剖学を学び、鍼灸師に必要な運動器系（骨格系・筋系）の知識を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
10	○			解剖学 2	人体の構造を理解するために、解剖学を学び、鍼灸師に必要な運動器系（骨格系・筋系）の知識を身に付ける。	1・後	40	2	○		○			○		
11	○			解剖学 3	人体の構造を理解するために、解剖学を学び、鍼灸師に必要な消化器系・泌尿器系・生殖器系・内分泌系の知識を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
12	○			解剖学 4	人体の構造を理解するために、解剖学を学び、鍼灸師に必要な神経系・感覚器系の知識を身に付ける。	1・後	40	2	○		○			○		
13	○			生理学 1	人体の機能を理解するために、生理学を学び、鍼灸師に必要な消化と吸収・排泄・内分泌・生殖と成長などの知識を身に付ける。	1・前	40	2	○		○			○		
14	○			生理学 2	人体の機能を理解するために、生理学を学び、鍼灸師に必要な神経・感覚・筋肉・身体の運動・ホメオスタシスなどの知識を身に付ける。	1・後	40	2	○		○			○		
15	○			運動学	人体の運動を可能にしている構造とメカニズムを理解するために、運動学を学び、鍼灸師に必要な運動の仕組みについての知識を身に付ける。	3・後	20	1	○		○			○		
16	○			臨床医学総論	疾病についての理解力・観察力・判断力を養うために、また、チーム医療に参画できる鍼灸師となるために、臨床医学総論を学び、診察法や症候などの知識を身に付ける。	2・前	40	2	○		○			○		
17	○			臨床医学各論 1	疾病についての理解力・判断力・観察力を養うために、臨床医学各論を学び、西洋医学の臨床各科（感染症・消化器など）における疾患についての基本的知識を身に付ける。	2・前	40	2	○		○			○		
18	○			臨床医学各論 2	疾病についての理解力・判断力・観察力を養うために、臨床医学各論を学び、西洋医学の臨床各科（呼吸器・泌尿器・代謝栄養など）における疾患についての基本的知識を身に付ける。	2・後	40	2	○		○			○		
19	○			臨床医学各論 3	疾病についての理解力・判断力・観察力を養うために、臨床医学各論を学び、西洋医学の臨床各科（運動器など）における疾患についての基本的知識を身に付ける。	2・前	40	2	○		○			○		
20	○			臨床医学各論 4	疾病についての理解力・判断力・観察力を養うために、臨床医学各論を学び、西洋医学の臨床各科（循環器・血液造血器など）における疾患についての基本的知識を身に付ける。	3・前	40	2	○		○			○		
21	○			臨床医学各論 5	疾病についての理解力・判断力・観察力を養うために、臨床医学各論を学び、西洋医学の臨床各科（アレルギー自己免疫・小児・皮膚・精神心身医学など）における疾患についての基本的知識を身に付ける。	3・後	40	2	○		○			○		
22	○			リハビリテーション医学	疾病の予防および回復の促進に寄与できる鍼灸師となるために、リハビリテーション医学を学び、障害の評価法と治療法、疾患ごとのリハビリテーションの知識を身に付ける。	3・前	40	2	○		○			○		
23	○			病理学	疾病についての理解力を養うために、病理学を学び、疾病の原因と成り立ちについての知識を身に付ける。	3・前	40	2	○		○			○		
24	○			衛生学・公衆衛生学	個人および公衆の健康に寄与できる鍼灸師となるために、衛生学・公衆衛生学を学び、疾病予防や健康増進の知識、保健福祉の法制・倫理の知識を身に付ける。	3・後	40	2	○		○			○		
25	○			社会保障制度と職業倫理	現代社会において人々の健康に寄与し、様々な場面やニーズに対応できる鍼灸師になるために、社会あはき学を学び、代表的な各種領域での鍼灸師の役割に関する知識を身に付け、現代社会で生き抜いていく力を養う。	2・後	20	1	○		○			○		
26	○			医療概論・関係法規	患者の支えとなり人権を尊び、医療従事者自身の権利を守ることができる鍼灸師になるために、医療概論・関係法規を学び、保健医療福祉制度の中における鍼灸師の位置付けや職業倫理について理解し、鍼灸師に関連する法令の知識を身に付ける。	3・後	40	2	○		○			○		

56	○	臨床実習 4	鍼灸臨床に携わる者として、患者のもつ諸問題を考察しながら適切な患者・施術者関係を構築するとともに、自らの知識・技術を広く応用させ、鍼灸臨床を実践できる事を目標に、医療面接、全身の視診・打診・触診、簡単な診察器具を用いる診察、皮膚消毒、刺鍼、施灸などの基本的な施術行為を教員による指導・監督の下に学生が施術の介助を行う。	3・後	45	1		○	○	○	○
57	○	総合演習 1	鍼灸の歴史（あはき史）の学習を通じて鍼灸業界を学ぶ。	1・通年	20	1		○	○	○	
58	○	総合演習 2	鍼灸師に必要な知識を複合的に学習し、知識の定着と応用力を身に付けるために、1年次に学んだ専門基礎・専門分野を中心とした複合課題に対し、科目を横断した学習を行う。	1・通年	30	2		○	○		○
59	○	総合演習 3	鍼灸師に必要な基礎知識を複合的に学習し、知識の定着と応用力を身に付けるために、1年次に学んだ専門基礎分野を中心とした複合課題に対し、科目を横断した学習を行う。	2・通年	20	1		○	○	○	
60	○	総合演習 4	鍼灸師に必要な基礎知識を複合的に学習し、知識の定着と応用力を身に付けるために、1年次に学んだ専門分野を中心とした複合課題に対し、科目を横断した学習を行う。	2・前	30	2		○	○		○
		合計	鍼灸師に必要な知識を複合的に学習し、知識の定着と応用力を身に付けるために、1・2年次に学んだ専門基礎・専門分野を中心とした複合課題に対し、科目を横断した学習を行う。	科目	2 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：総合演習 8		1 学年の学期区分	0 期
履修方法：		1 学期の授業期間	0 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。